（証券コード：９８５７）
平成29年６月８日

株　主　各　位

大阪市西区北堀江四丁目１番７号
英和株式会社
代表取締役社長　阿　部　健　治

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市西区北堀江四丁目１番７号
　当社本社　５階　大会議室
　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項
１．第70期〔平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで〕事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第70期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　取締役の報酬額改定の件
第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う慰労金打ち切り支給の件
第８号議案　役員賞与支給の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○事業報告、連結計算書類及び計算書類、株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.eiwa-net.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。
○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「連結注記表」及び「個別注記表」は、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.eiwa-net.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和等の継続を背景に、一部に改善の遅れは見られるものの、景気は緩やかな回復基調で推移しております。その一方で、海外の経済情勢は、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念、英国のEU離脱問題、米国の大統領選挙後の政策動向に対する不確実性の高まり等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの既存事業領域である石油化学、鉄鋼、機械製造業等におきましては、原料コスト上昇や為替変動による企業収益への影響が見られるものの、内外需の回復を背景に、需給バランスは改善され生産も回復基調にあります。設備投資に対しても、IoTを活用した生産設備の監視と予知保全ニーズへの期待が高まっている他、品質とコスト競争力を保つため、生産設備の老朽化に対する改修・更新投資が実施されております。

このような状況下、当社グループにおきましては、経営基本方針として「新たな成長への挑戦と強靭な収益構造の確立」を継続し、量より質を追求した収益力の向上と産業構造の変化に対応した強固な経営基盤作りを推し進めました。顧客密着営業・ソリューション営業の強化を重点営業戦略とし、「環境・安心・安全・品質」をキーワードとした既存商品の販売に加え、顧客の研究開発部門向け測定機器販売の強化、FA・環境制御システム及び情報通信・ネットワーク機器の販売、社会インフラ投資の取り込み強化による産業車両や公共環境関連機器の販売、オイル清浄度管理機器を主体とする産業機械・装置の拡販等に注力いたしました。

その結果、舶用機器製造業向けでディーゼルエンジンの生産台数が減少した影響を受け、売上が伸び悩んだものの、化学品製造業、プラント・エンジニアリング向けに石油化学コンビナートの定期修理需要を主体とした工業用計測制御機器や環境計測・分析機器の販売は好調を維持しました。また、付加価値営業に取り組んだ結果、利益率も改善し、当連結会計年度の売上高は328億86百万円（前連結会計年度比1.2％増）、売上総利益は52億1百万円（同3.7％増）、営業利益9億95百万円（同10.6％増）、経常利益10億51百万円（同15.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益6億83百万円（同31.4％増）で増収増益となりました。

当連結会計年度の品目別売上高は次のとおりであります。

区　　分	金　額（百万円）	対前連結会計年度増減率（%）	構成比（%）
工業用計測制御機器	15,916	1.0	48.4
環境計測・分析機器	2,704	10.1	8.2
測定・検査機器	1,958	14.9	6.0
産　業　機　械	12,307	△2.2	37.4
合　　計	32,886	1.2	100.0

（工業用計測制御機器）

舶用機器製造業向けについては、造船需要減によりディーゼルエンジンの生産台数が減少した影響を受け販売が伸び悩みましたが、プラント・エンジニアリング向けに石油化学コンビナートにおける大型定期修理やプラント建設案件に伴う各種センサーの需要が増加し、前連結会計年度比1.0%増となりました。

（環境計測・分析機器）

化学品製造業向けに大型定期修理に伴う水質・大気・ガス分析計の設備更新が堅調に推移し、前連結会計年度比10.1%増となりました。

（測定・検査機器）

電気機器製造業やフィルム製造業において生産設備用検査機器の販売が伸長し、前連結会計年度比14.9%増となりました。

（産業機械）

前連結会計年度に比べメガソーラー関連付帯機器の販売が半減しました。これに対し官公庁向け特殊車両の販売、自動車部品製造業向けに刻印機の輸入販売が伸長しましたが、産業機械全体では前連結会計年度比2.2%減となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中の新設、拡充

・当社：販売促進活動用デモ機設置のため、7,088千円の投資を行いました。

・子会社：特記すべき事項はありません。

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

・当社：該当事項はありません。

・子会社：該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

①中期３ヵ年経営戦略

中期３ヵ年経営計画（平成29年度～平成31年度）においては、経営基本方針「事業ポートフォリオの最適化と生産性追求による収益力の向上」を新たに掲げ、産業構造の変化と顧客のニーズに適応した強固な経営基盤作りを推し進め、平成32年3月期に連結売上高360億円、経常利益12億円を目指します。

具体的には、既存顧客の深耕開発と、成長性の高い分野への新規顧客開発を重点市場戦略とし、IoTを活用した設備保全システムの提案、環境配慮型機器・システムの取り組み、オイル清浄度管理機器を主体とする産業機械の取り組み、電力・公共環境分野等の社会インフラ投資の取り込み等の諸施策を実行することで業容拡大を図ってまいります。また、先端技術開発に携わる研究機関、各企業の生産技術研究部門、品質保証部門への深耕や子会社各社の事業基盤強化とグループ内シナジーの最大活用により、収益改善と事業拡大を推進してまいります。

当社の経営基盤とは、優良な取引先、人材・組織、財務体質であり、これらの強化・安定成長が、企業価値の向上、すなわち持続的な収益拡大につながります。厳しい企業間競争に打ち勝ち、市場の国際化に対応できる、販売力、提案力、情報収集能力等十分な力量を持った人材を育成するとともに、社員一人一人が当事者意識を強く持って行動する現場力の強化と、生産性追求による収益力の向上を図ってまいります。

当社グループは、上記の中長期的な経営戦略を踏まえ、子会社とのシナジーを最大限活用し、事業拡大に努めてまいります。

②対処すべき課題

プラントや工場内で使用される工業用計測制御機器の国内市場では成熟化が進むなか、業界再編や設備の統廃合が行われており、顧客による購入ルートの見直しや同業他社との価格競争は更に厳しくなるものと考えております。

また、少子高齢化が進む日本においては、労働力の減少が更に進むと予想されることから、ものづくりが今後も成長を続け、安定的に付加価値を生み続けるには、生産性の向上が避けられない課題となります。そのため、製造現場でのIoT等のビッグデータを活用した生産設備の自動化や老朽化した設備の効率化投資を行う企業が増加すると予想されます。

当社グループでは、同業他社との競争が厳しくなる状況下でも持続的安定成長を図るため、既存顧客の深耕開発「守り」と成長性の高い分野への新規顧客開発「攻め」を明確にした事業展開を推し進めます。顧客に提供する付加価値の高度化による収益力の向上を最重要課題とし、今後伸長が見込まれる製造現場での労働生産性向上への取り組みに貢献すべく、IoTの要望に対応できるシステム・エンジニアリングとフィールドサービス対応力の強化によるワンストップ提案営業の推進、「環境・安心・安全・品質」をキーワードとした環境配慮型商品及び保安・メンテナンス機器の拡販、現場ニーズに対応する新商材の発掘を全国展開の営業拠点網を活用し積極的に取り組んでまいります。また、成熟した市場の中でも、業績の向上と業容の拡大を図る為、扱い商材の拡充と国内販売体制強化を目的とした企業買収、戦略的提携等も視野に入れ事業を展開してまいります。

管理面におきましては、当社グループの持続的成長を目指して、上場企業に求められているコーポレートガバナンス・コードに沿った内部統制環境の改善・強化と、企業価値向上を実現するために最重要課題となる人材育成に引き続き取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第67期 平成26年3月期	第68期 平成27年3月期	第69期 平成28年3月期	第70期（当連結会計年度） 平成29年3月期
売上高（百万円）	30,446	34,338	32,510	32,886
経常利益（百万円）	713	1,030	909	1,051
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	376	584	520	683
1株当たり当期純利益（円）	59.49	92.35	82.25	108.04
総資産（百万円）	20,350	21,758	21,269	22,255
純資産（百万円）	7,190	7,754	8,005	8,680
1株当たり純資産額（円）	1,135.13	1,225.19	1,264.79	1,371.52

（注）1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
双葉テック株式会社	99,650千円	100.0%	計測・制御機器、油・空圧機器の製造
東武機器株式会社	45,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び電気・計装工事の設計並びに施工
英和双合儀器商貿（上海）有限公司	150,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び輸出入

（注）当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、下記商品群を中心とする工業用機械設備等の国内販売（一部製造販売）及び輸出入の業務を行っております。

区　　分	商　品　群	主　　要　　商　　品
工業用計測制御機器	工業用センサー	圧力計、圧力発信器、温度計、温度発信器、流量計、流量発信器、液面計、液面発信器、回転計、濃度計、水分計、露点計、湿度計、ロードセル
	制　御　機　器	PLC、コンピューター、インバーター、台数制御器、モーター負荷装置、近接スイッチ、制御盤、調節計
	受　信　機　器	記録計、指示計、データーロガー、パネルメーター
	情報通信・変換機器	変換器、多重信号伝送機器、通信機器、テレメーター、電子表示器、CCTV
	その他の工業用計測制御機器	電子部品、計測制御システム、静電気コントロールシステム、アレスター、無停電電源装置（UPS）
環境計測・分析機器	水質・ガス・大気分析機器	水質計、ガス分析計、ガス検知・警報器、酸素検知・警報器
	気象観測機器	地震計、気象計
	振動・騒音・臭気測定機器	振動計、騒音計、振動監視器、臭気測定器
測定・検査機器	形状検査・試験機器	真円度測定器、三次元座標測定機、表面あらさ形状測定機、形状欠陥検査装置、シート面欠陥検査
	非破壊検査・試験機器	工業用内視鏡、厚さ計、探傷器
	材料検査・試験機器	粘度計、長さ計、硬度計、引張試験機
	その他の測定・検査機器	ラインモニター、圧力試験器、温度試験器、シミュレーター、検査システム装置、画像位置決め装置、画像処理装置、はかり、歪測定器、電流・電圧・電力測定機器、ラボ用分析機器、アナライザー

区　　分	商　品　群	主　　要　　商　　品
産　業　機　械	油・空圧装置	油・空圧システム、油圧機器、空圧機器
	ポンプ・バルブ機器	ポンプ・バルブ類
	計　量　装　置	自動計量システム
	道路維持機械	路面清掃車、産業清掃車、吸引車、散水・散布車、道路建設機械
	廃棄物処理・再資源化設備	焼却設備、炭化装置、乾燥装置、選別装置、生ゴミ処理装置、処分場施設・資材、焼却灰溶融設備、破砕・粉砕装置、圧縮減容装置、コンポスト化装置、汚泥処理設備、廃プラスチック再資源化装置、建設廃材再資源化設備、蓄糞堆肥化装置、ごみ固形燃料化設備、廃自動車再資源化設備、燃料灰再資源化装置
	エネルギー関連設備	自家発電装置、ミニ水力発電装置、太陽光発電装置、風力発電装置、省エネルギーシステム、コージェネレーター、ごみ発電システム、バイオガスプラント、バイオガス関連装置、燃料電池装置、燃料電池評価装置、燃料電池標準セル、燃料電池周辺機器、地熱利用熱源システム、工業排水温度差発電装置
	大気汚染・水質汚濁防止装置	廃ガス処理装置、脱臭装置、除塵機、集塵装置、ダイオキシン除去装置、排水処理装置、脱水装置、粉塵防止装置
	その他の産業機械	ロボット、自動組立システム、包装設備、火災警報・消火装置、監視カメラ、舶用機器、洗浄装置、電源装置、接岸装置、OA機器、保守定修、立体駐車設備、駐輪場設備、駐車場管制システム、循環濾過装置、金属イオン滅菌装置、輸送・搬送装置、防災用特殊車両、オイル濾過システム、オイル清浄度管理システム

(8) 主要な営業所及び工場

（当社）

名称	所在地	店舗数	所在地	店舗数	所在地	店舗数
本社	大阪府大阪市		—	—	—	—
東京本社	東京都品川区		—	—	—	—
営業所	北海道	2	青森県	1	秋田県	1
	宮城県	1	栃木県	1	茨城県	3
	新潟県	2	群馬県	1	埼玉県	1
	千葉県	1	神奈川県	1	静岡県	1
	富山県	1	愛知県	1	三重県	1
	滋賀県	1	兵庫県	2	岡山県	1
	香川県	1	広島県	1	山口県	1
	福岡県	1	大分県	1	熊本県	1
出張所	和歌山県	1	愛媛県	1	広島県	1
	長崎県	1				

（注）新居浜出張所（愛媛県）と福山出張所（広島県）は、平成29年４月１日をもって営業所に昇格しております。

（子会社）

双葉テック株式会社	大阪府堺市
東武機器株式会社本社	宮城県仙台市
英和双合儀器商貿（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度比増減
312名	23名増

（注）従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（年間の平均人員）83名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	460,000千円
株式会社三井住友銀行	180,388千円
株式会社百十四銀行	140,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	100,000千円

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　20,710,800株

(2) 発行済株式の総数　6,470,000株

(3) 株主数　3,242名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
阿部健治	357,580株	5.64%
東京計器株式会社	246,840株	3.90%
阿部和男	233,800株	3.69%
三輪俊一	221,500株	3.49%
長野計器株式会社	206,600株	3.26%
大塚歓一郎	181,100株	2.86%
阿部英男	175,366株	2.77%
株式会社百十四銀行	165,188株	2.60%
松村展行	164,000株	2.59%
英和社員持株会	163,593株	2.58%

（注）持株比率は、自己株式数（140,876株）を除いて算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阿　部　健　治	代表取締役社長	
阿　部　吉　典	取締役副社長	
山　枡　理　伸	取締役常務執行役員（管理本部長）	
佃　　雅　夫	取締役常務執行役員（営業本部長）	
原　　司　朗	取締役	
阿　部　和　男	常勤監査役	
仲　林　信　至	監査役	仲林塗料株式会社 代表取締役社長
藤　田　　傑	監査役	藤田傑税理士事務所代表

(注) 1．地位及び担当は、平成29年３月31日現在で記載しております。

2．当社の監査役のうち仲林信至氏及び藤田　傑氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。

3．社外監査役藤田　傑氏は税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．当社は監査役会設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、独立役員である２名の社外監査役を含む３名の監査役による客観的で公正な監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

また、当社は国内取引が大勢を占める一般的な計測機器販売商社で、社内取締役を能力・経験面で補完して更に当社の業績向上と発展に資する有能な社外取締役候補者を選定することは大変困難であり、

適切な社外取締役候補者が見つかっていない時点においては、拙速に社外取締役候補者を選ぶよりも、現時点の体制の方が、企業価値の向上に資すると思料され、よって社外取締役を置くことは相当でないと判断し、本事業年度末においては選任しておりませんでした。このような中、当社の業務を理解し、当社の企業価値向上に資する社外取締役候補者の選定に努めてまいりました結果、今般適任者を得ることができましたので、平成29年６月28日開催の第70回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

５．平成29年４月１日付をもって、以下のとおり取締役の地位及び担当を一部変更しております。

氏　　名	地位及び担当
阿　部　吉　典	取締役副社長（営業本部長）
山　枡　理　伸	取締役
佃　　雅　夫	取締役常務執行役員（管理本部長）

６．平成29年４月１日付をもって、監査役仲林信至氏は仲林塗料株式会社の代表取締役会長に就任しております。

＜ご参考＞当社の執行役員制度により、取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

氏　　名	地位及び担当
村　本　行　弘	執行役員（双葉テック株式会社出向 代表取締役社長）
辻　　康　男	執行役員（東武機器株式会社出向 代表取締役社長）

(注) 1．地位及び担当は、平成29年３月31日現在で記載しております。
2．平成29年４月１日付をもって、取締役を兼務しない執行役員として新たに以下の７名を選任しております。

氏　　名	地位及び担当
宮　谷　　敏	執行役員（東日本営業部長）
加　藤　信　義	執行役員（東京本社営業部長）
玉　置　崇　久	執行役員（中部営業部長）
難　波　孝　成	執行役員（大阪本社営業部長）
河　野　　督	執行役員（西日本営業部長）
渡　邊　慎　介	執行役員（営業推進部長 兼 国際営業部長）
兼　田　成　人	執行役員（総務部長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役原司朗氏及び監査役阿部和男氏、仲林信至氏、藤田傑氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	5 （　－）	140,699 （　－）
監査役 （うち社外監査役）	3 （　2）	18,968 （　7,136）
計	8	159,667

(注) １．使用人兼務取締役はおりません。

２．取締役の報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与引当額20,000千円が含まれております。

３．上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額（取締役５名で9,789千円、監査役３名で1,088千円（うち社外２名で176千円））が含まれております。

４．前事業年度（平成28年３月期）の役員退職慰労引当金額（過去からの積立金総額）は、149,323千円（取締役５名で142,947千円、監査役３名で6,376千円（うち社外２名で2,017千円））であります。

(4) 社外役員に関する事項

監査役

①重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	仲　林　信　至	仲林塗料株式会社	代表取締役社長	当社と仲林塗料株式会社との間に重要な取引関係はありません。
監査役	藤　田　　傑	藤田傑税理士事務所	代表	当社と藤田傑税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
監査役	仲　林　信　至	当事業年度開催の取締役会19回（臨時のものを含む）のうち13回に出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に会社代表者としての見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。
監査役	藤　田　　傑	当事業年度開催の取締役会19回（臨時のものを含む）のうち16回に出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第２条第１項の業務にかかる報酬等の額（注）
30,000千円

②公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務にかかる報酬等の額
4,700千円

③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
34,700千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査計画に対する実績の分析及び監査内容に基づき審議を行った結果、当事業年度の監査計画の監査時間、配員計画による報酬額として妥当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 取締役及び使用人が法令及び定款の遵守を徹底する体制を構築するために、コンプライアンス管理規程を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。

ⅱ 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当取締役を通じトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。

ⅲ 担当取締役は、コンプライアンス管理規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス管理規程に基づく検証の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報制度の周知徹底を図っております。

ⅳ 役職員行動規範に、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを定め、当該勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとることとしております。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱については、当社社内規程「文書管理規程」及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行うこととしております。

ⅱ 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。

ⅲ 前２項に係る事務は、リスクマネジメント担当取締役が所管し、ⅰ項の検証・見直しの経過、ⅱ項のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ　当社は、代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置し、社長がその事務を管掌しております。

ⅱ　監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行うこととしております。

ⅲ　監査部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役を委員長とする社内規程「リスクマネジメント管理規程」に基づくリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築しております。

ⅳ　監査部の活動を円滑にするため、リスクマネジメント管理規程、コンプライアンス管理規程、関連する個別規程（与信管理規程、経理規程等）、各種要領、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、監査部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部に報告するよう指導しております。

ⅴ　リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、使用人に対する研修等を企画実行しております。

④　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ　経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期３ヵ年経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているかについては、経営戦略会議または総合部会の業績報告を通じて定期的に検査を行っております。

ⅱ　業務執行のマネジメントについては、当社は任意の執行役員制度を採用しており、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守させ、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び全監査役に配布される体制をとるものとしております。

ⅲ　日常の取締役の職務執行が適正・効率的に行われるように、その業務執行の決定・プロセスの効率性については取締役会で十分な検証を行った後、職務権限規程、業務分掌規程等により権限の委譲が行われている事項について執行を指示し、各レベルの責任者が意思決定ルールにより業務を遂行することとしております。

⑤　当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ　子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確保しております。

ⅱ　当社は、リスクマネジメント管理規程に基づき、各子会社を当社の１部署と考え、四半期ごとに、直接リスクマネジメント委員会の担当者が子会社のリスク情報の有無を監査することで、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。

ⅲ　リスクマネジメント委員会は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築しております。

ⅳ　当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスクマネジメント委員会は、親会社の監査部及び子会社の監査役またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うこととしております。

ⅴ　当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させることとしております。

ⅵ　適用範囲に子会社を含めた行動規範及び子会社各社においてコンプライアンス管理規程を作成し、当社グループ全ての役職員に周知徹底することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

ⅶ　当社及び子会社各社においてコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ役職員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談または通報を適正に処理することができる体制を構築しております。

ⅷ　各子会社の規模や業態等に応じて、適正な数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を配置するとともに、当社及び子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修または情報提供を行い、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ　監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人（以下「監査役スタッフ」といいます。）を配置するものとし、配置にあたっては具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

ⅱ　監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

ⅲ　監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要といたします。

ⅳ　監査役は、必要に応じ、監査役スタッフへ調査及び情報収集に関する権限を付与することができることとしております。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ　当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。

ⅱ　前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりであります。

・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用及び通報の内容
・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

ⅲ　当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、ただちにコンプライアンス相談窓口を通じ、直接または間接的に当社の監査役に対して報告を行うこととしております。

ⅳ　当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑧　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ　当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置し、オブザーバーとして各監査役が参加することとしております。

ⅱ　同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないこととなっております。

ⅲ　当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第３８８条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払うこととしております。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を策定し、これに基づき業務を運用しております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

①　内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。

②　コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、勉強会やeラーニングによる教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③　リスク管理体制

リスクマネジメント委員会において、各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④　内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、上記①～③を中心に当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,874,053**	**流動負債**	**12,230,158**
現金及び預金	3,653,080	支払手形及び買掛金	10,893,470
受取手形及び売掛金	14,393,083	1年内返済予定の長期借入金	260,000
商品及び製品	456,562	未払法人税等	242,018
仕掛品	13,894	未払消費税等	84,993
原材料	40,363	賞与引当金	409,071
繰延税金資産	173,188	役員賞与引当金	22,500
その他	145,279	リース債務	3,264
貸倒引当金	△1,398	その他	314,841
固定資産	**3,381,393**	**固定負債**	**1,344,756**
有形固定資産	**1,455,396**	長期借入金	770,388
建物及び構築物	429,203	役員退職慰労引当金	196,429
土地	967,349	退職給付に係る負債	354,649
リース資産	16,320	リース債務	13,056
その他	42,523	繰延税金負債	5,890
		その他	4,343
		負債合計	**13,574,915**
無形固定資産	**88,594**	**【 純資産の部 】**	
投資その他の資産	**1,837,402**	**株主資本**	**8,501,469**
投資有価証券	721,874	**資本金**	**1,533,400**
保険積立金	714,179	**資本剰余金**	**1,567,550**
繰延税金資産	136,832	**利益剰余金**	**5,451,342**
その他	314,570	**自己株式**	**△50,822**
貸倒引当金	△50,054		
		その他の包括利益累計額	**179,062**
		その他有価証券評価差額金	114,620
		為替換算調整勘定	11,996
		退職給付に係る調整累計額	52,445
		純資産合計	**8,680,532**
資産合計	**22,255,447**	**負債・純資産合計**	**22,255,447**

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		32,886,721
売上原価		27,685,229
売上総利益		**5,201,492**
販売費及び一般管理費		4,205,976
営業利益		**995,516**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,924	
仕入割引	19,333	
その他	52,634	82,893
営業外費用		
支払利息	9,575	
売上割引	2,190	
為替差損	2,431	
その他	12,765	26,962
経常利益		**1,051,446**
税金等調整前当期純利益		**1,051,446**
法人税、住民税及び事業税		381,003
法人税等調整額		△13,370
当期純利益		**683,814**
親会社株主に帰属する当期純利益		**683,814**

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,533,400	1,567,550	4,906,770	△50,761	7,956,958
当期変動額					
剰余金の配当			△139,242		△139,242
親会社株主に帰属する当期純利益			683,814		683,814
自己株式の取得				△61	△61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	544,571	△61	544,510
当期末残高	1,533,400	1,567,550	5,451,342	△50,822	8,501,469

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	44,372	16,185	△12,404	48,153	8,005,112
当期変動額					
剰余金の配当					△139,242
親会社株主に帰属する当期純利益					683,814
自己株式の取得					△61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	70,247	△4,188	64,850	130,909	130,909
当期変動額合計	70,247	△4,188	64,850	130,909	675,419
当期末残高	114,620	11,996	52,445	179,062	8,680,532

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,480,343**	**流動負債**	**11,673,936**
現金及び預金	2,936,949	支払手形	6,579,330
受取手形	3,323,696	買掛金	3,844,212
売掛金	10,519,474	1年内返済予定の長期借入金	260,000
商品	419,164	未払金	128,966
前渡金	68,142	未払費用	65,947
前払費用	48,885	未払法人税等	229,763
繰延税金資産	157,309	未払消費税等	77,838
その他	8,105	前受金	51,769
貸倒引当金	△1,384	預り金	31,573
		賞与引当金	380,000
		役員賞与引当金	20,000
固定資産	**3,981,709**	リース債務	3,264
有形固定資産	**1,240,328**	その他	1,271
建物	395,065	**固定負債**	**1,331,333**
構築物	5,497	長期借入金	720,388
機械及び装置	277	退職給付引当金	416,160
工具器具及び備品	33,148	役員退職慰労引当金	177,386
土地	790,020	リース債務	13,056
リース資産	16,320	その他	4,343
		負債合計	**13,005,270**
		【純資産の部】	
無形固定資産	**32,566**	**株主資本**	**8,350,861**
ソフトウェア	19,240	**資本金**	**1,533,400**
その他	13,326	**資本剰余金**	**1,567,550**
		資本準備金	1,565,390
投資その他の資産	**2,708,814**	その他資本剰余金	2,160
投資有価証券	680,459	**利益剰余金**	**5,300,733**
関係会社株式	906,448	利益準備金	114,525
関係会社出資金	6,715	その他利益剰余金	5,186,208
関係会社長期貸付金	40,388	買換資産圧縮積立金	35,462
破産更生債権等	2,950	配当平均積立金	230,000
差入保証金	278,752	別途積立金	4,030,000
保険積立金	686,753	繰越利益剰余金	890,745
繰延税金資産	155,373	**自己株式**	**△50,822**
その他	1,026	**評価・換算差額等**	**105,921**
貸倒引当金	△50,054	その他有価証券評価差額金	105,921
		純資産合計	**8,456,782**
資産合計	**21,462,052**	**負債・純資産合計**	**21,462,052**

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		30,994,985
売上原価		26,207,718
売上総利益		**4,787,267**
販売費及び一般管理費		3,812,909
営業利益		**974,357**
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,173	
仕入割引	15,851	
その他	19,331	62,356
営業外費用		
支払利息	9,727	
売上割引	2,190	
その他	14,877	26,794
経常利益		**1,009,919**
特別損失		
関係会社出資金評価損	21,429	21,429
税引前当期純利益		**988,489**
法人税、住民税及び事業税		368,955
法人税等調整額		△17,704
当期純利益		**637,237**

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550
当期変動額				
剰余金の配当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
配当平均積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		買換資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	114,525	37,134	200,000	3,730,000	721,079	4,802,738
当期変動額						
剰余金の配当					△139,242	△139,242
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,671			1,671	－
配当平均積立金の積立			30,000		△30,000	－
別途積立金の積立				300,000	△300,000	－
当期純利益					637,237	637,237
自己株式の取得						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	△1,671	30,000	300,000	169,666	497,995
当期末残高	114,525	35,462	230,000	4,030,000	890,745	5,300,733

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△50,761	7,852,927	43,891	43,891	7,896,819
当期変動額					
剰余金の配当		△139,242			△139,242
買換資産圧縮積立金の取崩		－			－
配当平均積立金の積立		－			－
別途積立金の積立		－			－
当期純利益		637,237			637,237
自己株式の取得	△61	△61			△61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	62,029	62,029	62,029
当期変動額合計	△61	497,934	62,029	62,029	559,963
当期末残高	△50,822	8,350,861	105,921	105,921	8,456,782

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

英　和　株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　﨑　充　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、英和株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、英和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

英　和　株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　﨑　充　弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　淵　貴　史	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、英和株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会、経営戦略会議、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

英　和　株式会社　監　査　役　会

常　勤　監　査　役　阿　部　和　男㊞

社　外　監　査　役　仲　林　信　至㊞

社　外　監　査　役　藤　田　　傑㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社の配当政策は、安定・維持の観点から、普通配当として１株につき年10円を最低限維持するとともに、事業展開を総合的に勘案したうえで、業績向上に伴う配当の増額や記念配当を実施し、株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としており、目標配当性向は30％であります。

上記基本方針に、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し、期末配当及びその他の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たりの配当金を、23円（うち、普通配当21円・創業70周年記念配当２円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、145,569,852円となります。

これにより、当期の配当金につきましては、中間配当金１株につき５円と合わせまして、１株当たりの年間配当金は28円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	300,000,000円
配当平均積立金	30,000,000円

（２）減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	330,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、定款第２条に事業の目的を追加するものであります。

（２）法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款第21条に補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、第22条に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする規定を追加するものであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目　　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。	（目　　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。
１．～19.（条文省略）	１．～19.（現行どおり）
（新設）	20.　電力売買の仲介
20.（条文省略）	21.（現行どおり）
（取締役、監査役の選任及び解任） 第21条　（条文省略）	（取締役、監査役の選任及び解任） 第21条　（現行どおり）
（新設）	⑤　当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新設）	⑥　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（取締役及び監査役の任期） 第22条　（条文省略）	（取締役及び監査役の任期） 第22条　（現行どおり）
③　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	③　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第５項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これを機に山枡理伸氏は退任されますので、４名の改選と１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	阿部健治（あべけんじ） (昭和20年９月16日生)	昭和44年４月　当社入社 昭和58年12月　当社取締役就任 昭和61年６月　当社常務取締役就任 平成元年６月　当社専務取締役管理本部長就任 平成４年10月　当社専務取締役（社長補佐）就任 平成５年６月　当社代表取締役社長就任 平成15年４月　当社代表取締役社長兼CEO就任 平成18年４月　当社代表取締役社長就任（現任）	357,580株
		〔取締役候補者とした理由〕 当社社長として長年経営全般に携わっております。その豊富な経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	阿部吉典（あべよしのり） (昭和49年２月25日生)	平成８年４月　当社入社 平成21年４月　当社経営企画部長就任 平成23年４月　当社執行役員経営企画部長就任 平成23年６月　当社取締役執行役員経営企画部長就任 平成23年10月　当社取締役執行役員営業推進部長就任 平成24年４月　当社取締役執行役員営業推進第１部長就任 平成25年４月　当社取締役執行役員営業副本部長就任 平成28年６月　当社取締役副社長就任 平成29年４月　当社取締役副社長兼営業本部長就任（現任）	66,800株
		〔取締役候補者とした理由〕 入社以来、営業部門、経営企画部門に携わる他、当社及びグループ会社で会社経営の経験も有しております。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	佃（つくだ） 雅夫（まさお） (昭和30年８月12日生)	昭和55年４月　三井物産株式会社入社 平成21年４月　同社退社 平成21年５月　当社入社 執行役員営業本部長補佐兼営業推進部長就任 平成22年４月　当社常務執行役員営業副本部長就任 平成23年４月　当社常務執行役員営業本部長就任 平成23年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長就任 平成29年４月　当社取締役常務執行役員管理本部長就任（現任）	43,500株
		〔取締役候補者とした理由〕 社外大手商社において企業経営並びに海外取引に関する豊富な経験を有し、当社入社後は主に営業部門の責任者を務めております。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	原（はら） 司朗（しろう） (昭和23年９月10日生)	昭和42年４月　当社入社 平成７年４月　当社営業本部第３営業推進部長就任 平成８年10月　当社営業本部水環境営業部長就任 平成12年４月　当社営業本部注力市場統括部長就任 平成13年４月　当社市場開発第３部長就任 平成13年６月　当社取締役市場開発第３部長就任 平成14年４月　当社取締役市場開発部長就任 平成15年４月　当社取締役兼COO就任 平成18年４月　当社取締役専務執行役員営業本部長就任 平成23年４月　当社取締役（現任）	12,700株
		〔取締役候補者とした理由〕 営業本部等の業務や経営に長年携わり、その豊富な職務経験や知見を活かすことにより、現在は業務執行をしない取締役として、中立的な立場から取締役会での重要な意思決定及び監督を行っております。当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	【新任】 大熊裕明 (昭和31年4月6日生)	昭和56年4月　三井物産株式会社入社 平成10年12月　Mitsui Industrial Machinery GmbH 社長就任 平成18年11月　旭テック株式会社取締役兼執行役就任 平成22年7月　三井物産オートモーティブ株式会社取締役就任 平成25年4月　同社代表取締役社長就任 平成28年2月　株式会社せとうちホールディングス アビエーションカンパニープレジデント就任 平成28年6月　三井物産株式会社退社 平成29年1月　株式会社せとうちホールディングス執行役員 アビエーションカンパニープレジデント就任（現任） 米国QUEST AIRCRAFT COMPANY LLC 取締役就任（現任）	－　株
		〔社外取締役候補者とした理由〕 国外を含め複数の会社経営に携わっております。その豊富な職務経験や知見を取締役会での重要な意思決定及び監督に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。	

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．大熊裕明氏は社外取締役候補者であります。なお、本議案が原案通り承認可決された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

3．当社と原司朗氏との間では、会社法第423条第1項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約（金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする）を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
また、大熊裕明氏の選任が原案通り承認可決された場合、当社と同氏の間で同様の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役藤田　傑氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
藤田（ふじた）　傑（すぐる） (昭和19年７月22日生)	昭和38年４月　大阪国税局入局 昭和60年７月　大阪国税局調査部総括主査就任 平成７年７月　東京国税局調査第一部特別国税調査官就任 平成13年７月　旭税務署長就任 平成15年７月　退官 平成15年８月　藤田傑税理士事務所設立代表就任（現任） 平成17年６月　当社監査役就任（現任）	2,000株
	〔社外監査役候補者とした理由〕 国税局において国税調査官や税務署長を歴任した後、同氏が設立した税理士事務所の代表を務めております。過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、その豊富な経験・知見と専門知識を、取締役の意思決定および業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、健全性の確保への貢献が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。	

(注) １．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．藤田　傑氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

３．藤田　傑氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。また、同氏と当社との間で会社法第423条第１項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約（金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする）を締結しております。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
萩原（はぎわら）　典生（のりお） (昭和36年１月18日生)	昭和58年４月　当社入社 平成21年10月　監査部長就任（現任）	－　株
	〔補欠監査役候補者とした理由〕 入社以来、長年営業部門を経て、現在内部監査部門の責任者を務めております。その豊富な経験・知見を、取締役の意思決定および業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、健全性の確保への貢献が期待できるため、補欠の監査役候補者としての選任をお願いするものであります。	

(注) １．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．萩原典生氏は、常勤監査役の補欠として選任するものであります。
３．萩原典生氏が常勤監査役に就任した場合には、同氏と当社との間で会社法第423条第１項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約（金100万円と法令に定める最低限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする）を締結する予定であります。

第６号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年６月23日開催の第59回定時株主総会において年額160百万円以内とご承認いただき現在に至っております。

その後の経済情勢の変化、今般の役員報酬制度の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止等諸般の事情を勘案し、取締役の報酬を「年額220百万円以内（うち社外取締役10百万円以内)」に改定をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第３号議案が原案どおり承認可決されますと５名（うち社外取締役１名）となります。

第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う慰労金打ち切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役山枡理伸氏が退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈いたしたく、具体的な金額、贈呈の時期及び方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
山枡（やまます）　理伸（まさのぶ）	平成19年６月　当社取締役就任（現任）

当社は平成29年４月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第３号議案及び第４号議案の承認可決を条件として重任される取締役４名、監査役１名及び在任中の監査役２名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役及び監査役の退任時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
阿部（あべ）　健治（けんじ）	昭和58年12月　当社取締役就任 平成５年６月　当社代表取締役社長就任（現任）
阿部（あべ）　吉典（よしのり）	平成23年６月　当社取締役就任（現任）
佃（つくだ）　雅夫（まさお）	平成23年６月　当社取締役就任（現任）
原（はら）　司朗（しろう）	平成13年６月　当社取締役就任（現任）
阿部（あべ）　和男（かずお）	平成23年６月　当社監査役就任（現任）
仲林（なかばやし）　信至（のぶじ）	平成６年６月　当社監査役就任（現任）
藤田（ふじた）　傑（すぐる）	平成17年６月　当社監査役就任（現任）

第８号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役５名に対し、従来の支給額及び当期の業績等を勘案して、総額20,000,000円の役員賞与を支給したいと存じます。

なお、監査役につきましては、その業務の性格から、役員賞与は支給しないこととといたしたいと存じます。

また、第71期以降の役員賞与は、株主総会でご承認いただきました報酬額の範囲内で支給することとし、役員賞与支給議案を株主総会に上程しないこととといたしたいと存じます。

以　上

【MEMO】

【MEMO】

【MEMO】

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市西区北堀江四丁目１番７号
当社本社　５階　大会議室
TEL　06（6539）4801（代）

交　通　◎地下鉄千日前線　西長堀駅
◎地下鉄長堀鶴見緑地線　西長堀駅
③番出口すぐ

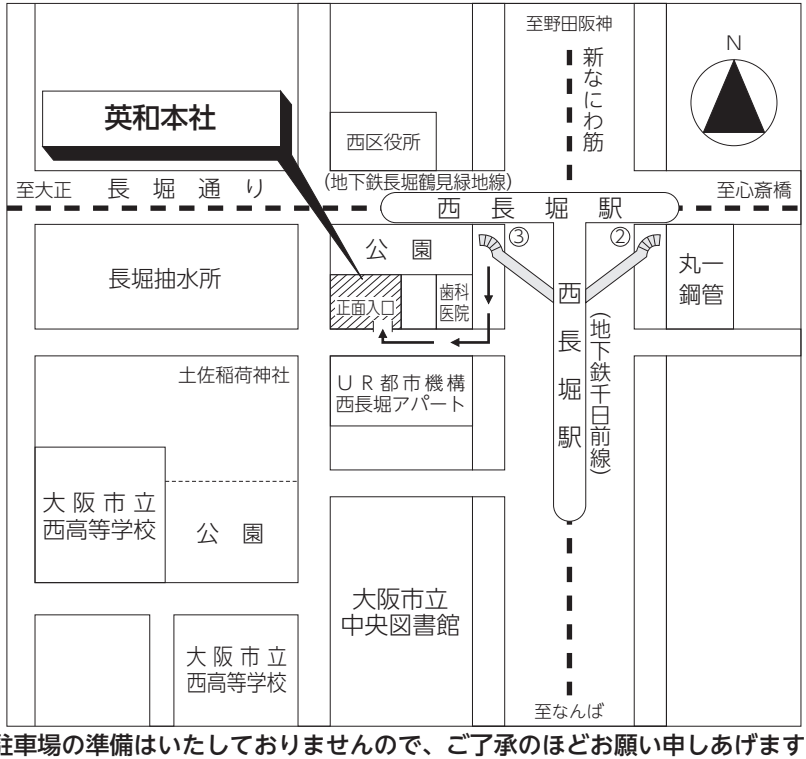

（駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。）

UD FONT